

住宅の応急修理

日常生活に必要な最小限の部分の修理

1. 制度内容

住宅の被害の程度	大規模半壊・中規模半壊・半壊	準半壊
費用の限度額	1世帯あたり 739,000 円 以内	1世帯あたり 358,000 円 以内

【目的】

災害により破損等した日常生活に必要な最低限の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたもの。

【対象者】

り災証明書にて住宅が「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」と認定され、自らの資力では応急修理をすることができない者

※「全壊」の場合は修理を行えない程度の被害を受けた住家であるが、修理することで住居とすることが可能な場合は要相談

2. 必要書類及び手続きの流れ

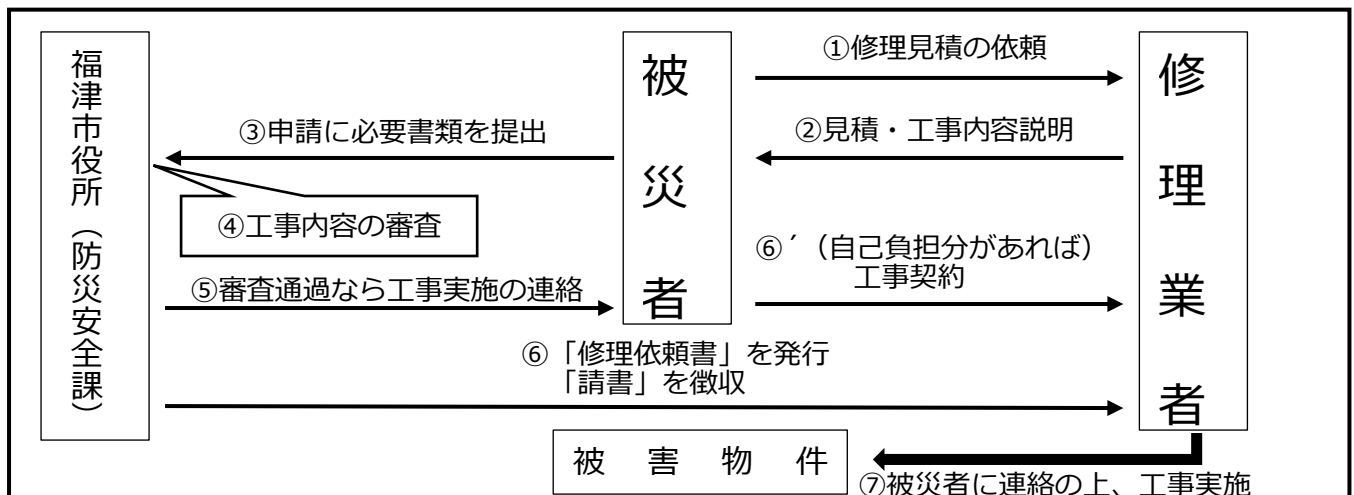
必要書類	手続きの流れ
(1)住宅の応急修理申込書（様式 1）	
(2)被害状況に関する申出書（参考 1-1）	
(3)り災証明書（写しでも可）	
(4)資力に関する申出書（様式 2）	
(5)修理見積書（様式 3）（※）	
(6)修理前の被害状況が分かる写真(様式 8)	

※修理見積書については、指定の様式（様式 3）の使用をお願いいたします。

指定見積書の工事名称記載部分は記入例のとおり、各部位の工事ごと分けての記入をお願いいたします。（該当する費用は、原材料費・労務費・修理事務費等一切の経費を含みます。）

内訳として修理業者が通常使用している見積書を添付していただくことは差支えありません。

①手続き開始から工事開始までの流れについて



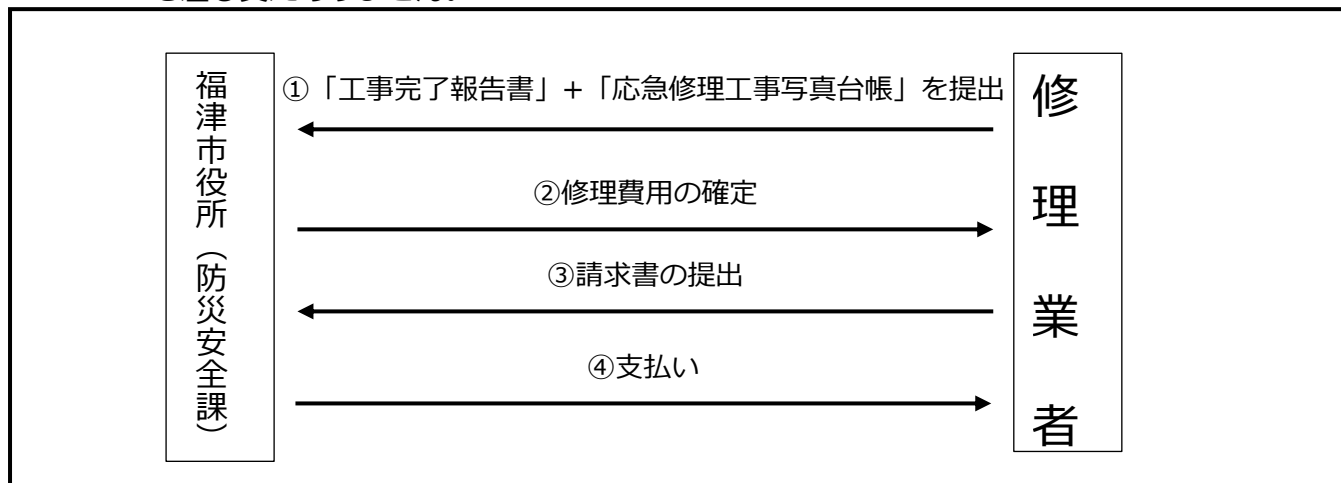
②工事実施から支払いまでの流れ

・市への提出書類

○工事完了報告書(様式 7)

○応急修理工事写真台帳（施工前・施工中・施工後の写真を添付）

※応急修理工事写真台帳については、様式は問わないため、通常しているものを用いて提出しても差し支えありません。



3. 注意事項（対象外の修理について）

※記載されているのは一例です。詳しくは「災害救助法に基づく応急修理に関する Q&A」をご参照ください

カテゴリ	対象	対象外
制度全般	・ 建具の設備と同等品や後継製品 (交換前の品番、機能等についても写真撮影等することでグレードアップでないことを示すこと) ・ 部屋を 6 畳から 8 畳に拡張する等の工事に修理対象工事が含まれる場合	・ 建具や設備のグレードアップ ・ 間取りを変更する際の工事に、修理対象工事が含まれない場合
屋根	・ 瓦葺屋根から鋼板葺屋根への変更 ・ 修理箇所と元の屋根の色を合わせるための塗装	・ 経年劣化による屋根の交換 ・ 経年劣化による再塗装
基礎	・ 基礎のひび割れ、剥落、破断、局部破損 地盤沈下等による不陸 ・ 上部構造の基礎から移動 ・ 地盤の流失・陥没・液状化による修理	・ 基礎コンクリートの劣化防止のための工事
柱・梁	・ 筋交いの取替、耐震合板の打ち付け等耐震性確保のための措置 ・ 柱・梁が折れる等大きな損傷がある場合	
外壁・内壁等	・ 浸水した断熱材の交換 ・ 壁紙と壊れた内壁の補修 ・ 20cm~30cm の浸水であっても、修理業者において上部まで交換する方が良いと判断する場合 ・ 床の間等の壁が損傷し、外壁まで損傷している場合	・ 壁紙のみ交換 ・ 書院・床の間・床脇の修理

カテゴリ	対象	対象外
床・階段	・汚泥や悪臭により使用不能と判断した床・壁 ・畳敷きをフローリングへの変更 ・クッションフロアのための交換（床下地材の交換を行わない場合も可） ・浸水した床下断熱材の交換 ・下床の交換を併せて行う畳の交換	・住宅内の障害物の除去 ・床暖房等の追加設備（グレードアップ）の設置 ・床の嵩上げ ・畳のみの交換 ・床下収納や階段下収納の修理
建具	・ふすま・障子の枠組み破損による修理 ・サッシ毎交換する場合でペアガラスのサッシへの変更 ・割れたガラスだけの交換は被災前と同等のガラス ・こわれたクレセントの交換	・ふすま・障子の張替えのみ ・収納は対象外
配管・配線	・上下水道管の水漏れの補修 ・給排気設備の交換（換気扇など） ・止水栓から宅内に引き込まれる上水道配管の修理 ・宅内の上下水道管の補修 ・浄化槽ブロワーの交換 ・電気・テレビアンテナ・電話等の配線修理 ・スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックの補修	・新たな水道を敷設するための工事 ・エアコンは対象外
便所	・和式から洋式への変更（それに伴う温水便座の取り付けは対象外）	・温水便座に変更などの設備グレードアップ ・小便器の修理（大便器がある場合） ・住宅内に2つトイレがある場合で、どちらかが使用可能な場合
浴槽	・破損又はひびもない状態の浴槽であっても交換を必要とする場合（破損箇所を明示すること）	・公営住宅の浴槽は対象外
キッチン	・損傷した流し台（キッチン）の交換 ・IHクッキングヒーターの交換（システムキッチンと一体になっている場合）	・ガスコンロからIHクッキングヒーターへのグレードアップ ・ガスコンロは家電製品であり、生活必需品の配布の対象となるため、対象外。
給湯設備	・浸水等により破損した給湯器（配管・貯湯タンク・室外機）※故障箇所を明確に示すとともに、設置されていた製品の後継機であることを示すこと（交換前の写真と交換後の写真、故障箇所、交換前の品番、機能を示すこと） ・メーカーを変えた場合でも、同等品であれば差し支えありません。	

【補足事項】

- ・修理を単一の業者に発注するより、複数の業者に分割発注した方が工期短縮・費用節約になる場合は工種ごとに別の業者に分割発注することは可能です。
- ・住宅全体的な修理等を行う場合、その工事全体の見積もりは必要ありません。応急修理の該当分の見積もりで差し支えありません。
- ・施工前、施工中の写真を撮影していない場合、「証拠写真代替資料」の提出をもって、その代替とします。様式については、市公式ホームページにアップロードしていますので、ダウンロードして使用してください。
- ・事前着工していた場合でも、修理代金の支払いが完了していない場合は、応急修理の該当となる工事に関して本制度の申請が可能となるため、発注者（被災者）から本制度の利用について相談がある可能性があります。
- ・設備等の同等品の取扱いについては、被災前に使用していたメーカー名と型番（写真撮影）及び後継機種であることを証明する資料（写真及びカタログや同等品証明など）があれば差し支えありません。

お問い合わせ

市防災安全課（本館 2 階）

電話番号：0940-43-8107